

平成28年10月1日から 厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！

（社会保険の適用拡大）

1. 何が変わるのですか？

現在は、一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入の対象ですが、平成28年10月からは週20時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます（社会保険の適用拡大）。※対象は従業員501人以上の会社です（裏面参照）。

2. 加入する（適用になる）メリットは？

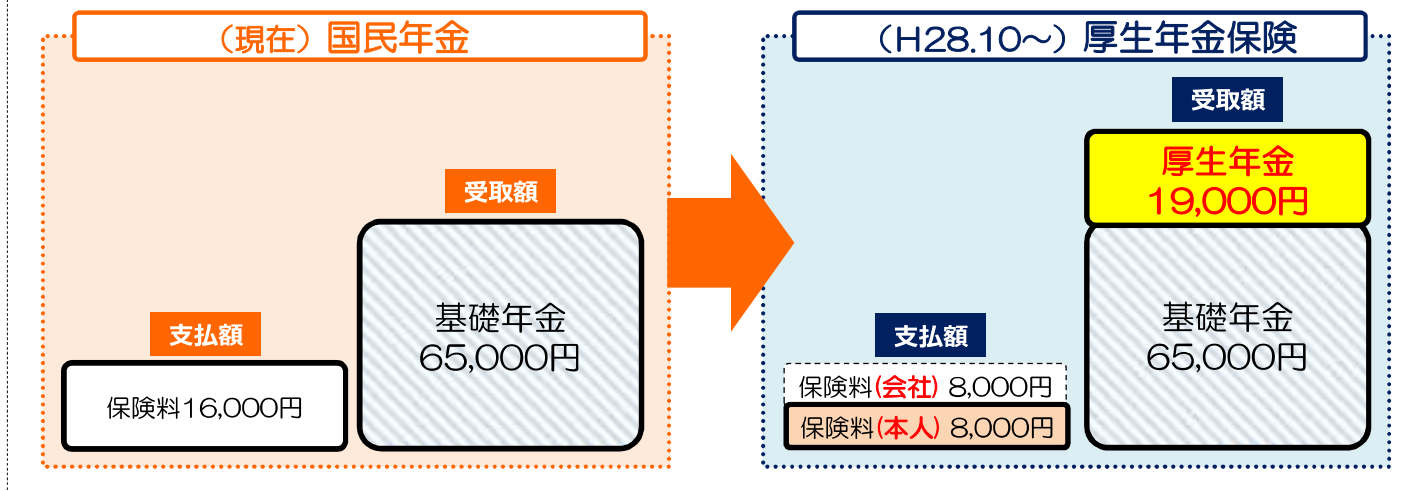
① 将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額19,300円／年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 9,700円／年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 500円／年額5,800円 × 終身

＜保険料と年金額のモデルケース（40年間加入）＞ ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また、受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整（減額）があります。



② 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

③ 医療保険（健康保険）の給付も充実します

勤め先の健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料（上記モデルケースでは、月額4,400円）で、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます（傷病手当金、出産手当金）。

④ 今より保険料が安くなる場合があります

賃金の額によって、自身が支払う保険料が今より安くなる場合があります。また、会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、自身が支払った保険料の2倍の額が支払われていることとなります。それが将来の厚生年金につながります。

3. どんな人が新たに加入することになるの？

お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、以下をご確認ください。

Q 1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当しますか？

- 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- 現在、学生である。（夜間、定時制の方は除きます）
- 雇用期間が1年未満の予定。（更新の可能性のある方は除きます）
- 現在、75歳以上である。
- 勤め先の会社の従業員数（正社員など）は、500人以下である*。

* 正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。
当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。

NO

YES

Q 2 1週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？

※ 残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間（所定労働時間）をご確認ください。

※ なお、雇用保険に加入している方は「YES」へお進みください。

YES

NO

Q 3 1か月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？

※ 賞与、残業代、通勤手当などは含めません。
あらかじめ決まっている賃金（所定内賃金）をご確認ください。

※ 契約書等で不明な場合は、例えば
「時間給×Q2 でみた労働時間×52週÷12か月」で計算します。

YES

NO

新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります

※ 70歳から75歳未満の人は健康保険の加入対象になる可能性があります

4. その他気をつけておくべきポイント

厚生年金保険・健康保険の加入手続は勤め先の会社を通して行いますが、国民健康保険の資格喪失の届出に関しては、ご自身で行う必要があります。詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。

5. より詳しく知りたい方へ

社会保険の適用拡大についての詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所にお尋ねください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>



こちらのQRコードからも入れます →→→